

OKEKITA  
おけきた

# すいどうだより



編集・発行：桶川北本水道企業団  
北本市中丸6-83 TEL.048(591)2775  
ホームページ <http://water-okekita.jp/>

No.157

令和3年 8月号

道路上の漏水はフリーダイヤル  
ろーすい つーほー  
**0120-641-240**

**職員募集中**

(詳しくは裏面6ページ参照)

秩父さくら湖(浦山ダム)

## 上下水道料金のお支払は便利な口座振替で!

給水人口140,885人

給水世帯63,113世帯

(令和3年7月1日現在)



# 令和2年度 水道水の水質検査結果

水道水は、安全性を確保するために水道法により水質基準が定められ、検査が義務づけられています。

水道企業団では、定期的に水質検査を実施し、信頼される安全な水をみなさんのご家庭などにお届けしています。

水質基準には、**健康に関連する項目**（31項目）と**水道水が有すべき性状に関連する項目**（20項目）が定められています。健康に関連する項目は、人が生涯にわたり飲み続けても健康に影響が生じない水準をもとに、安全を考慮して基準が設定されています。水道水が有すべき性状に関連する項目は、生活利用上（味、色、においなど）と施設管理上（水道管の腐食防止など）で障害が生じるおそれのない基準が設定されています。

水質検査は、各浄配水場系統別に桶川・北本市内の4か所の給水栓で採取した水道水を、厚生労働大臣の登録を受けた業者に委託しています。

次の表は令和2年4月から令和3年3月までの各検査項目の平均値です。**すべての基準に適合していますので、安心して水道水をご使用ください。**さらに、毎月の水質検査結果は水道企業団のホームページ（ホームページアドレス <http://water-okekita.jp/>）でもお知らせしていますのでご覧ください。なお、水質検査結果をご覧いただくと、検査結果の数値が『〇〇未満』と表示されている場合があります。これは、検査機器が測定できる数値未満のため、『〇〇未満』と表示しています。

## 健康に関連する項目

検査項目	単位	基準値	石戸浄水場系	中丸浄水場系	川田谷浄水場系	加納配水場系	区分
1 一般細菌	個/ml	100個以下	0	0	0	0	病原生物
2 大腸菌		検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	無機物質・ 重金属
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
8 六価クロム化合物	mg/L	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10以下	1.87	1.73	2.06	2.10	
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.8以下	0.14	0.13	0.11	0.12	
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	1.0以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	一般有機 化学物質
14 四塩化炭素	mg/L	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	
15 1,4-ジオキサン	ng/L	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	
16 トリス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
17 ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
20 ベンゼン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	消毒副生 成物
21 塩素酸	mg/L	0.6以下	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	
22 クロロ酢酸	mg/L	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	
23 クロロホルム	mg/L	0.06以下	0.009	0.008	0.007	0.006	
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.03以下	0.006	0.006	0.005	0.006	
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.1以下	0.005	0.007	0.005	0.004	
26 臭素酸	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
27 総トリハロメタン	mg/L	0.1以下	0.021	0.025	0.020	0.017	
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.03以下	0.006	0.005	0.004	0.005	
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.03以下	0.007	0.009	0.008	0.007	
30 ブロモホルム	mg/L	0.09以下	0.001未満	0.001	0.001未満	0.001未満	
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.08以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	

## 水道水が有すべき性状に関連する項目

検査項目	単位	基準値	石戸浄水場系	中丸浄水場系	川田谷浄水場系	加納配水場系	区分
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	1.0以下	0.004	0.005	0.004	0.003	色
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2以下	0.02	0.01	0.03	0.02	
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.3以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	
35 銅及びその化合物	mg/L	1.0以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	200以下	15.7	21.7	11.3	11.8	味覚
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.05以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	色
38 塩化物イオン	mg/L	200以下	20.8	24.5	21.2	22.0	味覚
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	300以下	75	72	78	69	
40 蒸発残留物	mg/L	500以下	174	181	167	168	発泡
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	
42 ジェオスミン	mg/L	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001	におい
43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00001以下	0.000001	0.000001未満	0.000001	0.000001未満	
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	発泡
45 フェノール類	mg/L	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	臭気
46 有機物(全有機炭素(TOC)の値)	mg/L	3以下	0.9	0.9	0.9	0.9	味覚
47 PH値		5.8以上8.6以下	7.3	7.3	7.2	7.2	基礎的 性状
48 味		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
49 臭気		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
50 色度	度	5以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	
51 濁度	度	2以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	

# 貯水槽水道の設置者・管理者の方へ

貯水槽(受水槽や高置水槽)は主にアパートやマンションなどの中高層の建築物、工場や学校及び病院などのように一度に多量の水を必要とし、貯水機能を必要とするところに設置されています。

貯水槽を含む水道設備を「貯水槽水道」といい、その管理は設置者(管理者)の義務となつていきます。

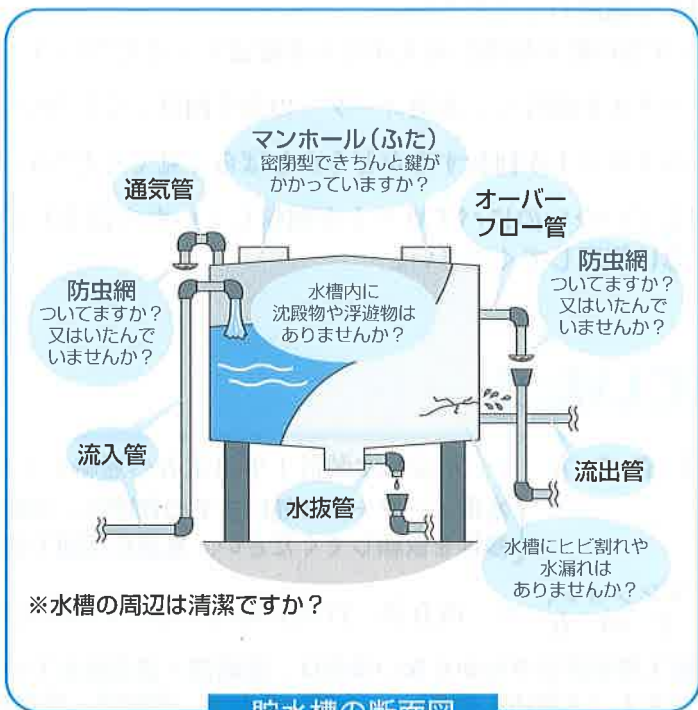
## 貯水槽水道の管理区分

貯水槽水道は受水槽の容量(有効容量)によって次の2つに分けられます。

- ①簡易専用水道(容量10m<sup>3</sup>超)
- ②小規模貯水槽水道(容量10m<sup>3</sup>以下)

●簡易専用水道については水道法の規制を受けるため、下記の管理基準に従って管理をおこない、毎年1回以上定期に、登録検査機関で検査を受けなければなりません。

●小規模貯水槽水道においても設置者が簡易専用水道に準じた管理をするように努めてください。



貯水槽の断面図

## 水道法に定める管理基準

- ①水槽の清掃を毎年1回以上定期に、おこなうこと。
- ②有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために定期的に点検をおこなうこと。
- ③給水栓(蛇口等)における水の色、にごり、におい、味、その他の状態により水の異常を認めるときは、水質検査をおこなうこと。

● 点検をおこなうこと。

- ④供給する水が健康を害するおそれのあることを知ったときは、ただちに給水を停止し、関係者に周知させる措置を講じること。

## 水槽の点検項目

点検については図を参考にし、定期的におこなうようお願いします。

## 貯水槽の水道の漏水について

近年、貯水槽定水位弁や電磁弁の経年劣化による止水機能の不具合により、貯水槽へ給水(補水)し続けるという状況が発生しています。

この状態では、オーバーフロー管から排水されてしまうため、気が付かずに水道料金が大変高額になることがあります。

受水槽の故障や漏水による水量は減免の対象とはなりませんので、目視や流水音を確認するなど、こまめな点検をお願いします。

◇問い合わせ

給水課 給水係

048-591-2775(代)

## 水道議会だより

北本市選出の2名の水道議員の辞職に伴い、令和3年5月24日(月)の北本市議会において、新たに2名の水道議員が選出されました。

令和3年第1回臨時議会が5月26日(水)に開催され、議長の選挙、副議長の選挙、議会運営委員会委員の選任、議会運営委員会正副委員長との互選の後、次の議案が原案のとおり可決されました。

○桶川北本水道企業団職員の仕事の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

なお、議会議員は次の方々です。

水道議会議員	
桶川市選出	北本市選出
星野 充生	今関 公美
◎岡安 政彦	○大嶋 達巳
糸井 政樹	滝瀬 光一
江森 誠一	中村 洋子
佐藤 洋	加藤 勝明
◎議長 ○副議長	
◎委員長 ○副委員長	
○星野 充生	今関 公美
江森 誠一	◎中村 洋子

◎委員長 ○副委員長 (敬称略)



# 水道メーターの確認で漏水発見

2カ月に1回、検針員が水道メーターの検針をおこない、「水道のご使用量のお知らせ」をポスト等へ投函しています。毎回の使用水量を比較して急激に増加している場合は、漏水の可能性があります。漏水を早期発見するため、定期的に水道メーターを確認されることをおすすめします。

## 確認方法

- ①家中の蛇口を全部閉めてください。  
(トイレタンク等の貯水機器に流入がないか確認してください。)
  - ②メーターボックスを開けて、水道メーターの蓋を開けてください。
  - ③メーターのパイロットが回転するかどうかしばらく見てください。
- ◆水道を使用していないのにパイロットが回転していたら漏水しています。早急に修理してください。



## 漏水していたら

- ◆戸建て住宅の方 … 指定給水装置工事事業者へ連絡してください。
- 水道メーターから蛇口までの修理は、お客様から直接、指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。水道企業団では修理をおこなっていません。
- ◆アパート、マンション、公団などの方 … 所有者、管理事務所または不動産会社へ連絡してください。
- 指定給水装置工事事業者がわからない場合は、業務課・業務係までお問い合わせください。またホームページにも掲載しています。(下部URL参照) ☆問い合わせ 業務課 業務係 048-591-4795

## 指定給水装置工事事業者情報 ~水道工事ができます~

☆給水装置の新設、改造、修繕または撤去の水道工事は、指定給水装置工事事業者以外では施工できません。必ず水道企業団の指定給水装置工事業者に水道工事を依頼してください。

指定給水装置工事事業者(新規指定)			
事業者名	代表者	所在地	電話番号
(株)鈴木総合設備	鈴木 富男	久喜市菖蒲町台977	0480-85-4111
(株)早坂設備	早坂 征之	越谷市神明町2-279-7	048-979-6119(本社) 048-916-5546(事務所)
指定給水装置工事事業者(所在地等変更)			
事業者名	代表者	所在地	電話番号
大成温調(株)	水谷 憲一	東京都品川区大井1-49-10	03-5742-7332
積和建設埼玉栃木(株)	瀧田 武久	さいたま市見沼区東大宮6-14-10	048-686-7331

指定給水装置工事事業者一覧表はホームページでご覧いただけます。 <http://water-okekita.jp/>  
(トップページ → 指定給水装置工事事業者 → 指定給水装置工事事業者一覧表)

# 令和2年度財政状況

## ◆収益的収支

収入 (単位：千円、%)

区分	予算額	収入額	収入率
営業収益	2,736,450	2,805,430	102.52
給水収益	2,552,152	2,624,064	102.82
受託工事収益	21,420	19,667	91.82
分担金	70,840	68,207	96.28
公共下水道負担金	89,773	85,826	95.60
その他営業収益	2,265	7,666	338.45
営業外収益	317,274	95,080	29.97
受取利息	14	21	150.00
他会計補助金	85,985	86,001	100.02
長期前受金戻入	226,787	0	0.00
雑収益	4,488	9,058	201.83
合計	3,053,724	2,900,510	94.98

支出 (単位：千円、%)

区分	予算額	執行額	執行率
営業費用	2,764,037	1,867,997	67.58
原水及び浄水費	1,172,773	1,138,713	97.10
配水及び給水費	386,789	362,820	93.80
受託工事費	21,946	19,150	87.26
業務費	153,447	143,650	93.62
議事会費	5,731	3,892	67.91
総係費	181,477	164,001	90.37
減価償却費	813,167	0	0.00
資産減耗費	28,707	35,771	124.61
営業外費用	82,930	12,882	15.53
支払利息	13,941	12,435	89.20
消費税	67,300	0	0.00
雑支	1,689	447	26.47
特別損失	15,402	15,122	98.18
予備費	5,000	0	0.00
合計	2,867,369	1,896,001	66.12

## ◆資本的収支

収入 (単位：千円、%)

区分	予算額	収入額	収入率
関係市負担金	6,596	6,619	100.35
補助金	8,230	8,230	100.00
工事負担金	6,917	6,970	100.77
分担金	30,360	29,232	96.28
合計	52,103	51,051	97.98

支出 (単位：千円、%)

区分	予算額	執行額	執行率
建設改良費	748,877	682,571	91.15
石綿セメント管更新事業費	442,550	437,695	98.90
配水設備費	45,700	43,956	96.18
配水支管整備費	56,486	55,961	99.07
工事請負費	6,127	6,127	100.00
原浄水設備改良費	54,315	54,307	99.99
配水設備改良費	122,210	67,628	55.34
事務費	18,337	15,277	83.31
営業設備費	3,152	1,620	51.40
企業債償還金	176,378	176,378	100.00
合計	925,255	858,949	92.83

令和2年度の財政状況をお知らせします。水道企業団の会計方式は、公営企業会計を採用しており、収益的収支と、資本的収支の二つの予算があります。

収益的収支は、水をお届けするための収支で、収入についてはそのほとんどがお支払いただいた水道料金(表中の給水収益)です。支出は、企業団の水道水の約8割を占める県企業局が供給する県水の購入費、その他検針などの業務の委託費用が主です。

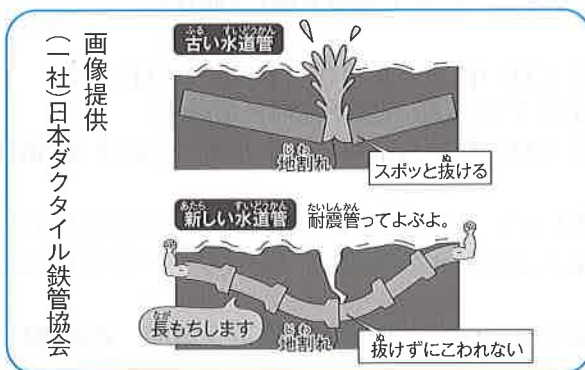
資本的収支は施設の改良に係る収支で、収入は補助金や消火栓設置工事の負担金があり、新規の借入金はありません。支出では、水道管や浄水場施設の整備、更新の費用や過去の借入れた企業債の償還金などとなっています。

なお、この数値は「決算整理」前につき決算数値とは異なります。

## 耐震管への更新工事をおこなっています

老朽化した水道管は、地震や台風等の水害による地盤変動に耐えられずに破損して、断水や道路陥没の原因となることがあります。

水道企業団ではこうした災害に備え、今後も安全・安心な水道水を安定的に供給するため、耐震管(GX形ダクタイル鋳鉄管等)への更新工事をおこなっています。



画像提供  
二社 日本ダクタイル鉄管協会

工事中は、近隣にお住まいの方々ははじめ多くの市民のみなさんにご迷惑をおかけしますが、安定給水を維持するために欠かせない工事になりますのでご協力をお願いします。

また、工事の費用はみなさんの水道料金によりまかなわれていきます。併せてご理解をお願いいたします。

☆問い合わせ  
施設課 施設係  
048-5921-4916  
(施設課直通)

※耐震管は管と管との継ぎ目が伸縮し、地盤の変動に対



# 熱中症にご注意を!!

暑い日が続き熱中症のリスクが最も高まる時期です。予防には水分補給と暑さを避けることが基本です。屋内でも高温多湿の環境では熱中症になる危険性があります。外出時のマスク着用も熱中症のリスクが高まります。新型コロナウイルス感染拡大防止のため着用が呼びかけられていますが、屋外で人と距離をとれる場合(2m以上)はマスクを外しましょう。また高齢者や体調が悪い人も熱中症に陥りやすいため注意しましょう。

## 水分補給のポイント

いつ?

・こまめに、のどが渇く前に  
・特に起床時、入浴後

どのくらい?

・目安は1日1.2リットル

⚠注意⚠

・アルコール飲料で水分補給は×  
・大量の汗をかいた時は塩分もとる

## 8月1日は「水の日」です

水の貴重さや水資源開発の重要性について関心を深め理解を深めるため、8月1日は「水の日」と定められ、この日から一週間は「水の週間」です。水道水の安定した供給には水源に水がなければいけません、その水は雨によってもたらされます。水道水として利用しやすい塩分を含まない淡水は、塩分を含む海水が蒸発する過程で淡水化します。その蒸発した水分が雲となりやがて雨となって河川や地下水として流れ込むのです。河川や地下水は海に流れつきますので、そうした「水の循環」の中で私たちは水を利用していることになります。

世界的にみると、水道水がそのまま飲めるとされている国は30か国ほど(日本を含む)とされています。オリンピックに参加している国と地域は約200あまりですから、手軽に飲むことができる水道水は決して当たり前ではありません。異常気象や干ばつなどによる少雨で利用可能な水は大きく減ってしまうこともあり、「水の循環」を維持しつつ水資源を確保していくことは、どこの国においても重要な課題です。

## 企業団職員募集のお知らせ

### ◆採用予定数

一般事務 2名

### ◆受験要件

大学卒：平成6年4月2日以降に生まれた人

短大卒：平成8年4月2日以降に生まれた人

高校卒：平成10年4月2日以降に生まれた人

### ◆第1次試験

令和3年9月4日(土)・5日(日)いずれか1日

### ◆第2次試験

第1次試験合格者を対象に10月17日(日)

### ◆第3次試験

第2次試験合格者を対象に11月中旬頃実施(1回目)

※第3次試験合格者に対し、12月上旬頃実施(2回目)

### ◆申込期間

持参 令和3年8月2日(月)から令和3年8月9日(月)まで

午前9時から午後4時まで(土曜日及び日曜日を除く)

郵送 令和3年8月2日(月)から令和3年8月6日(金)まで(消印有効)

### ◆試験案内の配布

総務課庶務係で配布しています。企業団のホームページからもダウンロードすることができます。

ホームページ <http://water-okekita.jp/> (トップページ>>Topics>> 職員募集のお知らせ)

### ◆問い合わせ

〒364-0013 北本市中丸6-83 桶川北本水道企業団 総務課庶務係 電話048-591-2775(代)



申込みお待ちしております!

